

平成 18 年度 保健福祉局実施プラン

1 保健福祉局の使命と目標

保健福祉局の役割は、保健福祉行政を推進し、札幌市民の福祉の向上を図ることです。つまり、保健福祉サービスを利用する市民の利益を保護するとともに、地域における保健福祉サービスの向上を図り、地域社会を維持、発展させていくことです。

市民と共に考え、共に行動することを念頭に、「誰もが安心して快適に心ゆたかに暮らすことのできる街づくり」を進めることを使命と考え、次の目標を設定します。

目標 1 高齢者や障がいのある人の自立した生活ができるための支援を進めます

高齢者や障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるようにするため、市民、地域、事業者、そして行政がそれぞれの立場に応じた役割を担い、相互に支えあうことにより、さまざまな支援やサービスが身近な地域で提供されるよう支援します。街のバリアフリー化などを進めるとともに、心のバリアフリーが広がるよう努め、地域社会への理解促進と多様な社会参加や地域生活の支援の充実を図ります。

目標 2 生涯を通じた市民の健康づくりを支援します

市民一人ひとりが生涯を通して健康を実現することを目指し、市民の健康づくりに関する意識を高め、主体的な健康づくりを支援していくとともに、地域、職場、関係機関等と連携しながら、健康づくりを支える環境整備を進めます。

目標 3 次世代を担う子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます

母子の健康の保持・増進を図るとともに、児童虐待の発生予防・早期発見・再発防止への対応を強化するため、妊産婦や乳幼児等に関する保健・医療について各種事業を展開し、関係機関との連携を推進します。

また、次代を担う若い世代が、命の大切さや子育ての意義に関する理解を深め、健康や性に関して学び、乳幼児とのふれあいを体験できる機会の充実を図ります。

目標 4 救急医療体制の確保と災害時医療体制の整備に努めます

休日・夜間の突発的な発病等に対応し、市民の生命と健康を守るため、医師会等関係団体と連携を図りながら、夜間急病センターを中核とする初期救急医療体制及び第二次救急医療体制を確保します。

また、大規模災害が発生した場合に、限られた医療資源を有効に活用しながら、傷病者に対し適切かつ効率的な医療を実施するため、医師会等関係団体と連携を図りながら、災害時における医療体制を整備します。

目標5 健康危機管理体制の充実に努めます

医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる市民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して、その健康被害の発生予防、拡大防止、治療等を実施できる体制を確保し、市民が安心して暮らすことのできる健康危機管理体制の充実に努めます。

目標6 社会福祉施設や医療施設、食品・生活衛生施設等の監視・指導を徹底します

保健福祉サービスの質を確保し、市民の健康と安全を守るため、社会福祉法人や医療法人等が運営する各種保健福祉施設や医療施設、食品・生活衛生関係施設等が提供するサービス等に対する調査・検査や適切な監視・指導を行います。

2 保健福祉局の運営方針

保健福祉局の使命・目標を達成するために、次の5点を局の基本的な運営方針とします。

- ① 介護保険制度の見直し、障害者自立支援法の施行、さらには医療制度改革など、保健福祉局に関係する制度は大きく変わり、また、変わろうとしています。こうした状況に的確に対応するため、国などの動きを的確に把握しながら、関連する札幌市の制度や体制についても必要な整備や見直しを進めるとともに、市民のみなさんに必要な情報をわかりやすく提供していきます。
- ② 今後の保健福祉サービスの提供においては、私たち行政と地域とがそれぞれの立場に応じた役割を担いながら、互いに連携をし、支えあっていくことが求められています。したがって、局の施策・事業の展開に当たっては、特に地域住民の皆さんによる主体的なまちづくり活動と十分連携していくこととし、その窓口である区役所とも更に連携を深めていきます。
- ③ 局内の事業を計画的に進めていくため、局内職員の情報共有を図りながら、各部門でさらに緊密に連携していきます。また、関係する他の部局に対しても、適宜適切に必要な情報を提供し、円滑な事業執行に努めます。

- ④ 札幌市の厳しい財政状況を踏まえ、局の使命・目標が最小の経費で達成できるよう、計画や事務事業の見直しを継続して行うとともに、計画や施策の立案などにおいては、様々な手段により市民意見を適切に反映していきます。
- ⑤ 省資源、省エネルギーなど環境負荷を軽減するという観点から、環境マネジメントシステムを活用した事務事業の継続的見直しを行っています。

3 平成 18 年度における重点取組事項

(1)まちづくりの施策

保健福祉局の目標である「誰もが安心して快適に心ゆたかに暮らすことのできる街づくり」は、先に策定した「札幌市障害者保健福祉計画」「札幌市高齢者保健福祉計画」「札幌市介護保険事業計画」「健康さっぼる21 - 札幌市健康づくり基本計画 - 」「札幌市地域福祉社会計画」の5つの計画を着実に推進することによりその実現を目指します。

また、札幌市の行財政運営の基本であり、予算編成の指針となる「札幌新まちづくり計画」における、保健福祉局の事業の位置づけを常に意識する必要があるため、「札幌新まちづくり計画」の重点戦略課題ごとに、保健福祉局の主な事業を以下に整理します。

地域での高齢者・障がい者の自立支援の促進

高齢者に対する自立支援

ア 高齢者保健福祉計画等進捗状況調査

急速な高齢化や社会情勢の変化に際し、高齢者保健福祉計画の進捗状況及び高齢者を取り巻く社会状況の変化による影響等を把握するため、高齢者等を対象とした実態調査を行います。

イ はつらつシニアサポート事業

高齢者の社会貢献活動に結びつけるきっかけづくりとなるような、NPOや高齢者団体などの自主的な運営による、新しい時代の高齢者生きがい活動に対しての支援を行います。

ウ 転倒骨折予防推進ネットワーク事業

高齢者の転倒骨折の予防・再発防止を進めるため、保健・医療・福

社関係者などによるネットワークを構築し、適切な支援体制づくりや予防知識の普及を図ります。

エ 「2015年の高齢者介護」推進事業

厚生労働省の研究機関が示した「2015年の高齢者介護」の方向性を踏まえ、身近な地域でのよりきめ細やかな介護サービスのあり方を研究するとともに、認知症高齢者などの援護を要する高齢者やその家族への支援体制を強化します。

オ ねんりんピック（全国健康福祉祭）開催準備事業

平成21年の「ねんりんピック（全国健康福祉祭）北海道・札幌市大会」の開催に向けて、北海道と共同で、大会の基本構想の策定などの準備に取り組みます。

障がいのある人に対する自立支援（在宅サービス）

ア 全身性重度障がい者24時間介護体制の確立

在宅で単身生活を送る全身性障がいのある最重度の人を支援するため、介護サービスの24時間化を進めます。（20時間/日 24時間/日）

イ 障がい者グループホームの拡充

知的障がいのある人や精神障がいのある人が、食事の提供や生活指導など一定の援助を受けながら地域で自立した共同生活を送る場となるグループホームを増やします。（知的：113か所 133か所、精神 33か所 39か所）

ウ 地域療育等支援施設事業

在宅で生活する障がいのある子ども（人）を対象に、訪問などによる相談支援や療育指導、福祉サービスの利用に関する調整を行う事業を実施します。

障がいのある人に対する自立支援（施設サービス）

ア 重症心身障害児（者）通園事業

重度の知的障がいと肢体不自由が重複する人を対象に、通所により日常生活の訓練や健康管理を行う「重症心身障害児（者）通園事業」を実施します。（A型1か所 B型4か所 A型1か所 B型5か所）

イ 精神障がい者の地域生活支援センターの運営

地域で生活する精神障がいのある人を支援するため、必要な情報提供、相談、助言などを行う「地域生活支援センター」を運営します。

ウ 知的障害者通所施設整備費等補助

知的障がいのある人が、通所で日常生活や就業に必要な訓練・作業

などを行う施設を整備します。

障がいのある人に対する自立支援（就労支援）

ア ITを活用した障がい者在宅就労支援事業

障がいのある人のITを活用した在宅就労を効果的に促進するため、就労を支援する団体を設置するとともに、就労希望者のスキルアップを図る研修を支援します。

イ 心身障がい者地域共同作業所運営事業

障がいのある人の地域での身近な活動の場である地域共同作業所について、より通常の就労形態に近い「雇成型」を追加し、障がいのある人の就労支援を強化します。

ウ 障がい者「元気ショップ」運営事業

障がいのある方が利用する授産施設や作業所で製作される製品を販売する店舗を地下鉄大通駅構内に設置します。

障がいのある人に対する自立支援（その他）

ア 精神科救急医療システム運営事業

精神障がいのある人やその家族からの医療相談に24時間対応し、医療機関への連絡調整など適切な対応を行う「精神科救急情報センター」を運営します。

イ 障がい者理解促進事業

障がいのある人に対する市民理解が深まるよう、関係団体などと連携して、交流を促進するためのセミナーなどを開催します。

ウ 障がい者による政策提言サポーター制度運営事業

障がいのある人の意見を市政に反映するため、障がいのある人が自ら意見の聞き取り役や取りまとめ役となって政策提言を行います。

エ 聴覚障がい者用字幕(手話)入りビデオカセット自主制作・貸出事業

地域に根ざした情報などを盛り込んだ、字幕や手話入りのビデオカセットを自主制作し、聴覚障がいのある人への貸し出しや、CS障害者放送での発信を行います。

高齢者及び障がいのある人に対する自立支援

ア 高齢者・障がい者の快適生活支援事業

高齢者や障がいのある人が在宅で快適に暮らせるよう、適切な福祉用具の利用、住宅環境の改善、日常生活での動作方法などについての情報提供や相談支援体制を充実します。

イ 地下鉄駅エレベーター等整備

誰もが安心して快適に暮らせるまちを目指して、地下鉄駅にエレベーターや車いす使用者用トイレの整備を進めます。(工事3駅、設計3駅)

ウ 福祉除雪事業

高齢者や障がいのある人が冬期間も安心して暮らせるよう、地域住民や企業等と協働して間口除雪などのサービスを行います。

エ 地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者や障がいのある人の権利を守り、地域で安心して生活が送れるように、日常生活の相談、金銭管理、福祉サービスの利用援助等を行う支援窓口を充実します。

オ 福祉のまち推進センター補助

区や地区の福祉のまち推進センターによる地域住民の日常的な福祉の支えあい活動を推進するため、活動費や拠点施設の確保について支援します。

地域での健康づくりの推進

ア 「健康さっぽろ21」推進事業

市民の方々が自主的に健康づくり活動を続けられる環境を整えるため、ITを活用した情報提供や、企業・職域との連携の基盤づくり等を実施します。

イ 「食育」推進事業

生涯にわたる健全な食生活の実現により心身の健康増進と豊かな人間形成に資することを目的とした食育基本法の制定を受けて、食のボランティア(食生活改善推進員)の再研修の強化等を図り、地域における食の健康に関する施策の一層の推進に努めます。

ウ 外食料理栄養成分表示の推進

生活習慣病の予防のため市民の方々が自主的に食に関する健康管理を行えるように、メニューの栄養成分表示を行う飲食店を増やしていきます。

エ ヘルシーコミュニティ促進事業

地域の中での健康づくり活動の実践を支援するため、自主活動グループに対する助成(年間5万円、3年間を限度)等を行うとともに、グループ活動の育成やネットワークづくりを行います。

オ 健康づくりネットワーク促進事業

地域の健康づくり自主活動グループなどで構成される各区の健康づくり組織の活動活性化やネットワーク化を支援するために、シンポジウムや研修会等を実施します。

カ たばこ対策事業

市民の受動喫煙防止及び未成年者や妊婦の喫煙防止を目的として、啓発イベントの実施やリーフレット作成などによるPRを行います。

キ 歯周疾患検診

歯周疾患の予防・早期発見を目的に、検診事業を推進します。(40歳、50歳、60歳及び70歳)

少子化対策の推進

ア 児童虐待発生予防・育児支援強化事業

児童虐待等に結びつく可能性が高い要因を有する妊婦、親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児支援を行います。

イ 不妊治療支援事業

医療保険が適用されず高額の治療費がかかる特定の不妊治療について、その費用の一部を助成するとともに、不妊に悩む方への相談を行います。

ウ 若者の健康に関する知識の普及啓発事業

若い人々の人工妊娠中絶率や性感染症罹患率を低下させるため、医療機関と行政が連携し、正しい避妊方法や性感染症の予防法についての普及・啓発を行います。

その他の重点推進

ア 高齢者のための施設の整備

介護や日常生活上の支援を必要とする高齢者の増加に対応するため、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウスの整備を進めます。

イ 山口斎場の管理運営

本市2番目の火葬場として、4月1日から山口斎場の供用を開始しました。山口斎場は、事業費の縮減と良好な火葬サービスを提供するため、本市第1号のPFI事業として整備したものです。

(2) 市民自治

市民意見の施策反映

地域において保健福祉の充実を図るためには、市民、地域の各種団体やボランティア、事業者、そして行政がそれぞれの立場に応じた役割を担い、連携し、相互に支えあうことが必要と考えます。保健福祉局では、市民への徹底した情報提供を行うとともに、市民意見を反映したシステムづくりを進めます。

【主な取組】

- ・障がい者による政策提言サポーター制度
- ・イベント開催、意見募集など市民参加機会の手法の検討及び改善

市政情報の提供の充実

市民へ「伝えたい情報」を充実します

市民と共に考え、共に行動することを念頭に、だれもが安心して快適に心ゆたかに暮らすことのできる街づくりを進めるには、市民への的確な情報提供が欠かせません。保健福祉に関する情報は、考慮しなければならない受け手の状況（対象者の特性や地域）の範囲が他に比べ、特に広いものであると考えられます。

そのため、保健福祉局では、的確に情報伝達を行うため、発信する情報の受け手の状況を常に意識し、十分に配慮しながら情報提供を行います。

【主な取組】

- ・公文書、市民向けのリーフレット作成・改訂時に、わかりやすい表現方法を検討（カタカナ語、ふりがな、文字の大きさ、文章構成等）
- ・対象者の状況を考慮した情報提供場所・情報提供媒体・情報提供方法の検討

市民が「知りたい情報」を充実します

保健福祉に関する情報は広範囲にわたっており、どのように知りたい情報入手すればよいか戸惑う例がみられます。また、時間や曜日に関わらず即時に知りたい情報も存在します。保健福祉局では、市民のみなさんが知りたい情報を知りたい時に入手できるような体制づくりを進めます。

【主な取組】

- ・コールセンターのより一層の積極的活用
- ・ホームページの全面的な見直し

(3) 市役所改革

サービスアップ行動計画の推進

急速な少子・高齢化の進展や地域社会福祉に関する諸制度の改革が進むなど、保健福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、特に「三位一体の改革」として地方自治体に対する補助金、地方交付税及び税源移譲等の改革は、保健福祉行政にも大きな影響があります。

このような大変厳しい財政状況ではありますが、保健福祉サービスは市民に密着したサービスであることから、今後とも適正かつ必要な保健福祉サービスについては、安定的に提供する必要があります。

また、保健福祉サービスをより効果的に市民に提供するためには、市民と市役所の距離感を縮め、市民との信頼関係を高めることが、非常に重要であると考え、更なる市民サービスアップを行います。

【主な取組】

改めて「あたりまえ」の徹底をします

- ・ 市民へのあいさつ、声かけを行い、軽易な案内を積極的に実施する
- ・ 電話対応の改善、名札の着用など、基本的な接遇の改善について再確認する

市民に分かりやすいように工夫します

- ・ 保健福祉局の各課事務室（市役所本庁舎3・4階）を訪れる市民に分かりやすいように、局独自で施設案内表示を作成し、市民の誰もが利用しやすい施設表示を検討する

情報共有を推進します

- ・ 定期的開催している局内部長会議を活用し、各部の重要課題や重点施策の実施状況などの情報提供を行い、共通認識の形成に努める
- ・ 定期的開催される局・区長会議の場を積極的に活用し、区への情報提供、区からの情報収集を的確に行う
- ・ 悪い情報（苦情・トラブル等）はすばやく報告するよう徹底し、市民の不利益となることのないよう迅速な対応を図る

(4) その他重点取組事項

ア 国民健康保険の収納対策の強化

国保加入世帯の平均所得が低下しているなど、国保料収入を確保することが益々厳しい状況にあります。収納対策強化への取り組みは、順調に進んでおり、その効果は少しずつ表れています。本年度も引き続き、収納体制の見直しによる滞納の未然防止対策の推進、滞納整理業務の強化と滞納処分などを積極的に推進し、収納率の向上を図るとともに、負担の公平性を保ちます。（平成18年度までに一般現年度分収納率82.1%）

イ 社会福祉法人、社会福祉施設への指導体制の強化

昨年度、重点的・効果的な指導監査を実施した結果、社会福祉法人の不祥事が発覚し、札幌市で初めての社会福祉法の改善命令を発することになりました。本年度は、効率的な指導監査を実施するために体制を強化し、更に山場を捉えた重点的な指導監査を実施します。

ウ 生活保護受給者に対する就労支援

昨年度は、被保護者の自立を促進するために、各区に配置してきた就労支援相談員を4名から8名に増員し、面接の受け方や履歴書の書き方などの技術的助言を行ったり、各種職業相談に応じるとともに公共職業安定所への同行などを行ったところ、17年度の就職人数は、前年度から188名増の357名が就職しました。（平成18年2月末現在）本年度も引き続き、就労支援相談員を8名配置し、就労支援に努めます。

4 推進体制と進行管理の方法

局実施プランの円滑な実施と進行状況のチェックを行うとともに、新たな課題に迅速に対応し、局実施プランの全体調整を行うため、次の3つの会議を設置し、局内の連携強化を図ります。

局トップマネジメント会議

構成員：局長、理事、総務部長

局マネジメント会議

構成員：局長、理事、各部長

局実務者会議

構成員：部庶務担当課長

サービスアップ行動計画の推進にあたっては、保健福祉局内の若い職員を中心に検討委員会を立ち上げ、その委員会が中心となって進めます。さらに、この委員会などを通じ、部間の連携の強化及び情報の共有を図り、保健福祉局全体のパワーアップと活性化につながる取組を行っていきます。